

## 剣道用具確認証

熊本県剣道連盟会長 殿

本大会の出場にあたり、使用する用具について、「剣道試合・審判規則」および「大会要項」に即し、下記項目の確認いたしました。

日付： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

選手氏名： \_\_\_\_\_ 印

### 記

1) 竹刀関連：検査本数 : 合計 \_\_\_\_\_ 本 (会検査所提出本数)

- 竹刀の長さ (全長) が適正
- 竹刀の重さが適正
- 竹刀の先革先端部の太さ (対辺) が適正
- 先から 8 センチメートル部分のちくとうの太さ (対角) が適正
- 先革の長さが適正
- 中結の位置 (= 全長の約 1 / 4) が適正
- 各ピース (竹) の間の隙間がない
- 破損・ささくれはない
- 不当な付属品を使用していない
- 安全性を著しく損なう加工・形状変更をしていない

2) 小手関連

- こぶしと前腕 (肘関節から手首関節の尺骨側 (最長部) ) の 1 / 2 以上を保護している
- 小手ぶとん部のえぐり (クリ) の深さは小手ぶとん部最長部と最短部の差が 2. 5 センチメートル以内である
- 小手頭部・小手ぶとん部の十分な衝撃緩衝能力がある

3) 面関連

- 肩関節の保護ができる布団の長さが確保されている
- 面ぶとんの十分な衝撃緩衝能力がある

4) 剣道着関連

- 袖の長さについて、肘関節の保護ができる (構えたときに肘関節が隠れること)

以上